

丹波の子のきまり

登下校時のきまり



- 欠席する時（遅刻、早退する時も）は、早めに学校へ連絡する。
（できるだけ電話を使用せず、欠席遅刻連絡フォームを使用する。）
- 動きやすく、脱ぎ着がしやすい服装で、体育帽子をかぶって登下校する。
 - 夏場は、ノースリーブ・キャミソールなどの肌の露出の多い服は着ないようにする。
 - 冬場は、厚着にならないようにする。また、登下校時のみ、マフラー、手袋を着用してもよい。校内では脱いでかばんにしまっておく。
- 登下校時は、防犯ブザーを必ず携帯する。
- 登下校は、決められた通学路を通り、校門から出入りする。
- 特別な場合をのぞき、自動車での登下校はしない。
- 病気やけが等により、やむを得ず車で登下校する場合は、正門（上門）から校内に入り、駐車場で車の乗り降りをする。（事故防止のため、校門付近に車を止めない。）
- 午前7時45分から8時10分までに登校し、教室に入る。
- 登校したら、勝手に校外へ出ない。

学校内でのきまり

- 服装について**
 - 校内や登下校の時はネームを付ける。
 - 体育の学習、屋外での活動の時は、帽子をかぶる。
（あごひもをきちんとつける。）
 - 体育服は、体育やクラブ活動及び先生が指示した時に着るようにする。
 - 校内では、上ばきと下ばきの区別をつける。
 - 髪は、肩までくる長い髪は束ねるようにする。
 - 髪をそめたり、パーマをかけたりしないようにする。
- 持ち物について**
 - 学習に不必要なものは持ってこない。
 - 学習に準備するものは、「学習用具の整え方」に合わせる。
 - 持ち物には記名する。
- 購買部の利用について**
 - 購買部での買い物は、朝登校してすぐか、1・2校時の休み時間にします。
- 屋内でのきまり**
 - ろう下や階段、渡りろう下では、遊んだり走ったりせず、静かに右側を歩く。
 - トイレを使用する時は、トイレ専用のスリッパに履きかえる。
 - 特別教室（理科室、家庭科室、音楽室、図工室、資料室、和室など）は、担任（あるいは指導者）のゆるしをもらってから入る。

- ・ 屋上には、子供だけでは行かない。学習で使用する場合には担任（あるいは指導者）がつくこと。
- ・ エレベーターの使用は、担任と相談する。
- ・ バルコニーには出ない。
- ・ 窓から体を乗り出さない。（窓の手すりにさわらない。）



5 遊びのきまり

- ・ 一輪車や竹馬、ボールの後始末をきちんとする。
- ・ 駐車場やインターロッキング（れんが）、体育館の裏や木造校舎の裏、ライトコートで遊んではいけない。
- ・ 休み時間に、運動場でサッカーをするときは、決められた場所でする。
- ・ 体育館前通路では、運動や遊びはしない。
- ・ 野球をするときは、ボールはゴム製の物を使い、手で打つ。（バットは使用しない。）
- ・ 休み時間に、体育倉庫の用具（ボール、輪など）は勝手に使ってはいけない。もし、使用する場合には、担任（あるいは指導者）のゆるしをもらう。
- ・ 体育館は、児童会のきまりにしたがって使用する。使用するときは、必ず担任（あるいは指導者）がつくこと。
- ・ 雨の日は室内で静かに過ごす。（トランプ・オセロなどをして遊ぶ。）

6 下校時のきまり

- ・ 下校時刻までには帰る。少年団員は原則として帰宅してから参加する。（月：14：40 火・木・金：15：55 水：15：40）
- ・ 帰りの会終了後、用事のない場合は、さっさと下校し、教室などに残らない。
- ・ 放課後に担任の先生から個別指導をすることを言われたときは、個別指導が終わってから、他のこと（スポーツ少年団など）に行くこととする。

下校後のきまり

- 一度家に帰ってから学校で遊ぶ場合は、17時には帰るようにする。
- 帰宅時刻を守る。（4月～9月：18時 10月～3月：17時）
- 子供だけで校区外へは行かないようにする。
- 自転車の乗り方について
 - ・ 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。
 - ・ 自転車に乗ってよい範囲を守る。（低学年：家の庭や近くの公園 中学年：自分の住んでいる地区内 高学年：校区内 ただし1学期の交通教室までは前学年の範囲とする）
 - ・ 校内では自転車に乗らない。自転車は校門近くに置く。
- 出かけるときは、防犯ブザーを携帯する。
- 保護者（おうちの人）がいない友達の家では、遊ばないようにする。